

## アーカイブズ学の現在

岡崎 敦

### はじめに

文書形式学をはじめとする史料学研究は、伝統的に、アーカイブズ学と密接な関係を保ってきた。フランスの文書学校が、文書形式学を中心とする西洋中世史料学研究と実践（史料刊行）のメッカであると同時に、フランス近代文書館制度を担うアーキビスト養成の機関であったことを想起すれば、このことは当然とも言える。他方で、文書館で史料を探索する歴史家の多くは、文書館制度はもちろん、アーカイブズ、アーカイブズ学自体についてとりたてた関心を寄せてはこなかったし、近代アーカイブズ学の発生地であり、国家エリートとしてアーキビストが位置づけられてきたフランスにおいては、シャルティスト（文書学校卒業生）と歴史家の間には溝があるとすら言われてきた。しかしながら、アーカイブズという視点、とりわけ 20 世紀末からのアーカイブズ学の動向を検討することは、歴史学（特に史料研究）のみならず学問全般、さらには現代社会の変容を占う一つの特権的な観測台となるように思える。事実、20 世紀後半、アーカイブズ学は、業界内部にもつばら眼を向ける「文書館学」から、視野を大きく拡大しながら、その姿を大きく変貌させようとしている。この前提をなすのは、直接には情報化の進展とアーカイブズをめぐる社会的環境の変化であるが、さらにその背後には、一方には社会とその表象、さらには制度をめぐる諸勢力間のせめぎあい、他方には「資料」についての省察の深まりがあるように思える。

本稿では、史料論研究の現代的意義を再検討するための基礎作業として、アーカイブズ、アーカイブズ学の「過去と現在」を再検討することを目標とする。このため、まずアーカイブズおよびその管理についての基礎と現状を整理し、ついでフランスを例にとりながら、アーカイブズ管理の具体相を紹介する。最後に、情報管理のあり方自体が流動化する現在、どのような課題に直面しているのかについていくつか触れたい。なお、本稿では、筆者がなじんできたフランス学界の理念、用語法を受け継ぎ、現用から非現用にいたるすべての資料を「アーカイブズ」として一括して論じる。特にこの両者を区別する必要がある場合には、前者についてレコード、現用文書、後者について非現用文書と表現する。

### 1. アーカイブズとはなにか

1948 年に創設された国際文書館評議会 Comité international des Archives 監修のもと、1988 年に第 2 版が刊行されたアーカイブズ学の語彙集によれば、アーカイブズは以下のように定義されている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> WALNE, P., ed., *Dictionary of Archival Terminology / Dictionnaire de terminologie archivistique*, no 36, p.22 (フランス語版)。なお、フランスの関係現行法による定義は、2008 年制定の文化財立法による以下のものである（1979 年のアーカイブズ立法を再録）。le livre II du Code du patrimoine (partie législative) : article L. 211-1 (modifié par la loi du 15 juillet 2008 relative aux archives): « Les archives sont l'ensemble des documents, quelle que soient leur date, leur lieu de conservation, leur forme et leur support, produits ou reçus par toute personne physique ou morale et par tout service ou organisme public ou privé dans l'exercice de leur activité. » なお、英米では、アーカイブズを non current record と呼び、レコードとアーカイブズを区別するが、概念上の把握は基本的に同様である。たとえば、アメリカ・アーキビスト協会 (The Society of American Archiists) がアーカイブズに与える定義は、以下のとおりである。«1. Materials created or received by a person, family, or organization, public or private, in the conduct of their affairs and preserved because of the enduring value contained in the information they contain or as evidence of the functions and responsibilities of their creator, especially those materials maintained using the principles of provenance, original order, and collective control; permanent records. – 2. The division within an organization responsible for maintaining the organization's records of enduring value. – 3. An organization that collects the records of individuals, families, or other organizations; a collecting archives. – 4. The

(1)ある法人あるいは個人が、その活動の過程で作成、受領し、さらに組織固有の必要のために、それを形成させる主体あるいは後継者によって保管されるか、あるいはアーカイブズ上の価値のゆえに、適正な資料保管組織に移管される資料の総体で、日付、形態、物的支持体の如何を問わない。

(2)アーカイブズ資料の処理、目録化、保存、公開のための専門機関

(3)アーカイブズを保存、公開するための建物

この定義にコメントを加えるなら、重要な点は以下のとおりである。第一に、アーカイブズは、個人であれ法人であれ、その業務の過程、あるいは結果として、「自動的、有機的に」形成され、保管される記録であり、偶然や人間の恣意による収集物 collection と対立する概念である。法関係の維持、業務のチェックと説明責任を果たすための証拠資料であり、本来的に社会や組織の秩序維持、内部統制の手段ということになる。第二に、アーカイブズ資料は必ず、業務や法関係管理を反映する「かたまり」として蓄積され、個々の資料の価値は、その存在と機能のコンテキストとプロセスによって判定される（コンテンツのもっともらしさではなく）。第三に、アーカイブズ資料は、特定組織や社会で承認されたなんらかの拘束力、挙証能力、法的性格を有し、裁判等において有力な証拠として採用されるべき価値を持つ。このような価値を有するかけがいのない状態をオリジナルと称し、単なる複製と厳しく区別される。

具体的には、財産・権利証書、証拠書類等など、法権利関係整序の根拠資料に加えて、実務の記録と参照のために生産、伝来されるいわゆる行政内部資料が、主として念頭に置かれる。近代的アーカイブズは、フランス革命のさなかに市民に対する国家の情報公開、法権利維持サービス機関として設立された「公」文書館であったが、20世紀に入り、公証人文書や民間企業をはじめとする「私的」領域の実務文書をも、その公共的（あるいは国民的）性格のゆえに、広範に保護、吸収するに至っている。

他方、アーカイブズにとって、親組織との関係が本質的な重要性を持つ。組織に関係する資料だけが自動的に移管されるのが本来の意味でのアーカイブズであり、1794年にフランスで制定された世界最古のアーカイブズ立法においては、旧体制下の古文書は、廃棄、あるいは図書館・博物館行きが規定されていたほどである。現在でも、親組織以外の収集物の受け入れは「非正規の *extraordinaire* ルート」と表現されている。この際注意すべきは、上記の定義にもあるように、アーカイブズ資料は必ずしも文書記録管理の専門機関に移管されるとは限らないことである。原局自身、さらには文書記録管理を専門とはしない機関で管理されていても、それはアーカイブズなのであり、歴史上、あるいは現在においても、アーカイブズのむしろ多くは、独立した文書館で管理されて「いない」とすら考えられる。後者の形成自体がアーカイブズ史研究の特別な研究対象となっているのである。

最後に、アーカイブズ資料は、支持体の別なく、しばしば定型化された文言、数字、図像、情報など多様な表現形式による情報の羅列として表現され、関係者、当事者以外には正確な意味が理解できないことが多い（暗号電報などその典型と言えよう）。図書館や博物館が基本的には素人のための啓蒙機関であるのに対して、文書館は相当程度の知識と素養がなければ利用が困難であるのもこの意味で当然である。また、上述のように、アーカイブズ資料の価値は、しばしばその内容というよりも、それがどのような取り扱いを受けたかによる。ある決定に関する文書の資料的価値は、その最終的な文言ばかりではなく（これらは、ほとんどの場合一般に公開されているので、わざわざ調査する人は少ない）、むしろそこに価値を付与する組織のあり方や手続き次第であり、逆に、当該業務の適正なチェックは、組織、業務上のコンテキストのなかで有機的に生産、蓄積されるアーカイブズが保証する。アーキビストに要求される能力とは、個々の資料の内容に関する専門知識であるよりもむしろ、

当該社会や組織の構成と機能についての認識である、と言われるのもそのためである。

## 2. アーカイブズ資料の管理

アーカイブズ資料の近代的管理は、大きく以下の2つの場に分けて考えられてきた。一つは、組織や、そこで生み出された資料の存在と結びついた情報の管理であり、いま一つは、生成と利用のコンテキストから切り離された場における資料管理の自律化である。過去現在を通じて、およそなんらかの業務を記録によって制御しているならば、そこにアーカイブズ資料の管理があると言えるが、ここで問題となるのは、18世紀末に始まる西欧型の近代的文書館制度の歴史的、および現代的意義である。

ところで、具体的になにがどのように管理されるのであろうか。アーカイブズ管理の目的が、個人や組織の存立、諸権利、正常な運営や機能等を証明する資料を管理することで、内部統制と外部への情報公開に役立てることにあるからには、適正な手続きで法的な価値を付与された文書記録のみが問題であり、これをオリジナルと称して特別視してきた。また、アーカイブズ管理とはなによりメタ情報付与からなる目録作成であったからには、情報管理それ自体の次元が特別な重要性をもって浮かび上がる。事実、情報管理機関が管理する情報の非常に多くの部分は、古典的には目録、近年ではデータベースなどのような、みずから生み出したメタ情報が占めているのである。

他方、資料が業務の現場で生まれ、最後は廃棄されるか、あるいは独立した資料管理組織で保存されるに至る過程は、しばしば人間の一生に例えられた(ライフサイクル)。19世紀までの伝統的アーカイブズ学においては、このすべてがアーカイブズとして把握されていた。ところが、とりわけ20世紀に入って焦眉の課題との認識が高まったのは、資料の評価選別、すなわち廃棄問題であった。第1次世界大戦の総括共同研究の一環として生まれたジェンキンソンの著名なマニュアルが、資料の膨大な増加を一つの焦点としていたように、近代国家の組織・業務の肥大化は、かつてのように「すべての資料を受け入れる」ことを不可能としていたのである。経験的な対処としてイギリスで始まったのが、文書館への移管に先立って、当初はロンドンの使用されなくなった地下鉄構内を利用して行われた、資料の事前選別であった(象徴的にも、「リンボ」!とよばれた)。しかしながら、決定的であったのは、20世紀後半におけるアメリカでの動きである。1956年に刊行されたシェレンバーグのマニュアルは、現用文書と非現用文書を明確に区別し、アーカイブズ学の対象を後者のみに限定し、永久保管の非現用文書=アーカイブズを選別する崇高な使命こそアーキビストが果たすべきであるとした。他方、これと対応するように、業務の現場における合理的な現用文書管理は、レコードマネジメントとして別領域を切り開くことになった。1955年の「アメリカ・レコードマネージャーおよび行政官協会 ARMA (Association of Records Managers & Administrators)」の設立は、その動きを象徴するものであった。

しかしながら、20世紀末における情報化の飛躍的発展と、アーカイブズに対する社会のまなざしの変容は、アーカイブズ学のあり方自体に大きな変化を要求している。

第一は、国際連携と標準化の動きの高まりである。国際文書館評議会は、1988年から、アーカイブズ資料記述の国際標準化を目指して努力を続けていたが、1994年に初版、2000年に改訂第2版が公表されたのが、「アーカイブズ記述の国際的一般標準 ISAD(G): General International Standard for Archival Description」である。ISAD(G)は、群としてアーカイブズ資料を把握した上で、これをフォンド、シリーズ、ファイル、アイテムという階層構造のなかで位置づけながら、マルチレベルのメタ情報記述を旨としており、資料を生み出した組織と業務の構造を保存するという、伝統的なアーカイブズ管理の方法論を踏襲している。ISAD(G)は一般原則のみの提示であって、実装に際しては各機関が独自のやり方で応用することを前提としているが、参照コード、タイトル、作成者、年月日、記述単位の量、記述レベルなど、データとシステムの共有という原則は、他の資料類型にも適用可能である。たとえば、ISAD(G)とはまったく無関係に、アメリカの技術者が独自に開発を始めたアーカイブズ資料情報の電子化規格である「符号化アーカイブズ記述 Encoded Archival Description」がある。

目録であると同時に検索手段でもある EAD は、テキストファイル形式によるタグづけなど、柔軟で汎用性が高いと評価されており、ISAD(G)はもちろん、アーカイブズ以外の資料類型にも適用の可能性が開かれている。

他方、2001 年に制定されたレコードマネジメントについての国際標準である ISO 15489 は、2005 年には JIS X 0902 規格としても定められたが、この国際標準のモデルとなったのが、オーストラリアのレコードマネジメント標準 AS 5090) であった。重要なのは、これを理論的に準備したのが、別項で紹介したレコード・コンティニューム理論であったという事実である。レコードキーピングとして定式化されつつあるオーストラリア方式については、すでにいくつもの紹介が行われているが、ここでは、この最新理論と各種の国際標準においては、現用と非現用の区別はもはや実質的に意味を失っている点が重要である。ちなみに、ISO 15489 のガイドラインにおける必要要件として、真正性、信頼性、完全性、利用可能性の 4 点が提示されているが、これはアーカイブズ資料全般に適用せねばならない伝統的な基本的特徴そのままであることは言をまたない。

このような標準化の背景にあるのは、ポーンデジタル資料の一般化に象徴される情報化の発展と、資料管理の意義自体の見直しである。

第一に、情報化の進展は、フォンをはじめとする伝統的な資料群についての観念を動揺させるとともに、資料管理や記述を進化させている。かつては、移管された資料のかたまりの静態的な構造分析が目録作成作業と事実上同義であり、そこでは、資料(群)の記述は資料自体の性格に強く規定されていた。しかしながら、国際標準化の志向が高まるにつれて、「記述」のあり方の抽象化が進んだと言える。ISAD(G)においても、必須の 3 要素をして意識されたのは、(文書館への)資料の移管者、資料群の性格記述、そして索引であり、移管者(機関)表現の国際標準は、ISSAR(CPF)として、ISAD(G)と同時に制定されている。資料群の性格記述については、目的として、資料単位の同定、コンテキストへの位置づけ、物的性格提示、アクセス条件、補足情報が掲げられた上で、アーカイブズ学的な分析が施される。つまり、資料の内容と形式の双方を記述すること、そして資料管理と利用の双方のために資料についてのメタ情報を集約し記述することである。とりわけ、記述の電子化が同時に索引手段の形成と連動しているため、記述の用語と形式の標準化が不可欠と認識されている訳である。しかしながら、問題はここにはとどまらないように見える。

20 世紀に入って大量に生み出されたコピーは、「管理すべき資料とはなにか」をめぐる問題を突きつけてきたが、資料のポーンデジタル化は、この問題についての根本的な再考を要求している。当初問われたのは、紙媒体における署名や捺印にあたる行為を、電子業務のなかでどのようにシステム化するかであったが、この先には、資料を証拠として業務や法関係を整序する、というあり方自体への省察が必要となろう。本来は長い連続した過程であるはずの業務や契約行為などを、ある特定の時点の特定の行為のみを特権化することで、その効力を保証しようとしてきたのは、静態的なメディアとしての紙の特殊性にあったと考えるなら、しごとや折衝といった行為や活動のデジタル化は、このような固定観念を乗り越える条件を提示しているとも考えられる。たとえば、読書行為において、紙とデジタル媒体との決定的な相違は、後者が、読書の過程で、異なる情報との間に主体的な連携を次々に打ち立て、新たなテキストを編むことを許す、つまり、固定的な作品の受動的な受容という古い読書行為を刷新する可能性を潜在的に持っているからである。同様に、もはや資料ではなく、行為のコンテキストや業務のプロセスそれ自体を管理すれば、「資料」にこだわる必要はなくなるとも考えられるのである。

第三に、資料のポーンデジタル化は、従来、物理的な支持体が、原局から文書館へ移管されるイメージでとらえられていたライフサイクル論を破棄するものと考えられる。レコード・コンティニューム理論に見られるように、組織と業務の全コンテキストとプロセスのみならず、組織外の歴史的価値に至るまでを念頭においた管理が、しごとの生成段階から始まるならば、極端に言えば、従来型の文書館やアーキビストの役割は終焉を迎える可能性もある。いわゆる「ポスト＝保管」問題は、資料のみならず、業務や法関係の管理を誰がどのような責任のもとに担うのか、という問題を突きつけてい

るのである。また、資料のメタ情報が、生成から廃棄あるいは永久保存までのあらゆる情報を包含することができるなら（たとえばタグのように）、「原」「諸」秩序なるものを、固定的にではなく、いわば流動化するプロセスの一断面として、その都度ヴァーチャルに復元する可能性すら開ける。

最後に、資料情報管理の前提となる社会と組織の変容という問題群がある。本来は、文書館へ資料を移管する組織＝業務の原局を表現していたはずのフォン、その内部でのルーティン業務を表していたセリー等の概念は、組織の廃止、改組、業務の複雑化などのため、実態からの遊離が生じている。情報検索手段の進化により、複数のデータベース間での情報検索やソートが可能となると、フォンやセリーは、資料の現実を反映するものではなく、人為的な構築物という意味合いがますます強まるものと考えられる。

### 3. フランスにおけるアーカイブズ管理

世界初の近代的文書館制度を成立させたフランスは、その生みと成長の混乱を示す実例でもある。

革命のさなかに生まれたフランス国立文書館は、議会アーカイブズから出発し、市民への情報提供サービス機関として整備された。1789年7月29日、誕生したばかりに国民議会は、ヴェルサイユの議場にアーカイブズを設置し、議会のパリ移転後の1790年9月12日は、中央文書館と県文書館からなる「国立文書館」が国家的組織として設立された。そこでは、法律原本、外交文書原本、議会や委員会議事録、土地台帳原本、度量衡原基、はてはアシニャ紙幣発行の帳簿など、国家と市民生活に関わる根本資料が管理されるとともに、これを公開する役割を負っていた。旧体制下の秘密主義に対する市民のための文書公開の原則であるが、他方では、旧体制の象徴として文書の破壊が積極的に進められた。1794年立法の第9条は純粋に封建的な諸権利他の資料、すなわち不要となった資料の体系的な廃棄を命じており、その後の数年を通じて、膨大な数の文書類が破壊された。資料の廃棄と情報公開の具体的手続きを規定していた1794年立法の精神が、その後どのように変質していったかについては、今後より深い研究が必要であるが、重要なのは、今日の文書館のイメージである、もっぱら歴史研究の素材提供の場となったのは、歴史の時代と呼ばれた19世紀を通じてであったという点である。

1804年、ナポレオンによって館長に任命されたドヌーのもと、歴史文書を含む、50年以上経過したすべての文書を納める制度として再編設置された帝国文書館は、1808年、方法論的な大分類（立法、行政、歴史、地理、財産、司法）とその下位区分としての識別記号としてセリーを導入した。フランスでは結果として、このセリーの下に、「文書館へアーカイブズを生み出す組織」に対応するフォンが置かれる構成が、現在までしかれている。フォンの下にあるのは、多くのアイテムを束ねる資料の束であるが、これらが直接物品管理や公開の単位となっているわけではない。冊子、および多くの場合、複数のファイルを収納した箱 carton が、管理と公開請求の単位 cote として機能している。この管理体制は文書館運営の良好な機能を保証してきたと考えられている。文書館書庫には同一サイズの箱が整然と並び、これらはアルファベットと数字で一元的に管理されていくことになる（結果的に、20世紀末の管理情報の電子化にも極めて適合的であった）。

フランスにおけるアーカイブズ資料管理の基本原則は、1841年4月24日の「県および市文書館の整理と分類に関する政令」に現れた「フォンの維持原則」である。18世紀の博物学にもとづくそれまでの分類から決別したもので、18世紀末から19世紀にかけて、フランス外においても試行が繰り返されていた理論である。個別資料のフォンへの帰属とその中での位置関係は、フォン自体の有機的な性格に基づくという理解による。世界各地での解釈や適用は実はさまざまであるが、フランスは、この点ではミニマリスト、つまり資料の来歴のみを重視する立場をとっており、マクシマリスト、すなわち、「原」秩序の人為的な復元も辞さない立場とは一線を画している。

フォンは、大きく二種類、すなわち、古文書などの「閉じたフォン」と、移管され続ける「開いたフォン」に分けられる。後者は、特定組織の特定業務資料が、異なる時点で移管されるがゆえに、受入側でのなんらかの整理が必須となるが、20世紀以降の資料の爆発的増加が、この種の努力を物理的に困難としていた。1940年、県文書館はこれを事実上放棄し、Wという新分類のもとに、基本的には

文書館への時間的移管順という時系列での受入を導入した。1979年12月31日の通達は、移管順の一連番号付けを公式に承認し、この段階での処理番号（移管伝票）秩序が文書館書庫内で維持されることとなった。結果的に、20世紀末の情報化の発展が、この物理的保管と情報管理の分離を正当化することになる。

アーカイブズ管理の本質は「記述」とされる。かつては「目録作成」と呼ばれたこの作業は、対象となる組織や物件、コンテキストの多様性にも関わらず、なんらかの統一性ある情報管理を保証し、適切な利用をうながすための基礎となる。資料の性格を記述するもっとも重要な目標は、資料単位の同定、コンテキストへの位置づけ、物的性格の提示、アクセス条件提示、関連の補足情報提示である。資料の内容とともに形式を記述しながら、物品管理と利用の双方を満たす記述が求められる。すなわち、一方には、基本台帳、移管伝票、点検調書などの管理系目録が、他方には、資料群の構造を明らかにし、利用者のガイドとなる複数の目録がある。

利用者のための目録では、組織や業務との関係に対応するマルチレベルのメタ情報が記述されるが、伝統的には、この作業は複数の目録の階層別作成と、利用における使い分けを基盤としていた。たとえば、当該文書館が所蔵する資料を全般的に記述する文書館ガイド、生み出した伝来元のリストである「フォン総覧」およびその簡略版、移管伝票の一覧などが、まず利用者が最初に手にする目録である。さらに調査が進むと、資料群の構造と所蔵資料のいくつかの要約を含む目録がある。ここで初めて、資料請求の単位に利用者は出会うことになる。運が良ければ、さらに細かな目録が用意されている。請求単位ごとに、収納資料の年代の上限や下限、簡単な名称、さらに主な資料の解説などが付される。しかしながら、個々の資料すべてについて記述した完璧な目録に出会うことは稀であり、アーカイブズ管理は通常アイテム・レベルには及ばないとされる。最後は索引である。

以上のような状況は、情報化の発展とともに、一変しつつある。プロセスとコンテキストのメタ情報管理という基本は変わらないが、その取り扱いが根本的に変容しつつあるのである。たとえば、移管伝票がある程度のアーカイブズ上の記述を含んでいれば、この電子化されたデータは、物品管理と同時に、利用者のための目録情報としても機能する。さらに、資料群、ひいては「文書館へ資料を生み出す」原局での業務のありようを、電子的な検索という手段により復元することも可能となろう。

フランスの文書館制度は、アーキビスト養成と手に手を携えて発展してきた。1821年、グランド・ゼコールの一つとして国立文書学校が設置され、その卒業生が19世紀半ば以降、フランスの公文書館司書のポストを独占していく。他方、中央文書館は、19世紀を通じて、内務省、商業・公共事業省、国務省を経て、県文書館は内務省を経て、最終的にはともに公教育省、後には文化省へと管轄が移った。重要なのは、これら国家的文書館は、1897年、アーカイブズ総局のもとに統合され、さらに1945年には独立の行政機関として位置づけられたことである。とりわけ、1936年7月21日の政令で、国家機関による文書記録の文書館への移管を義務づけ、アーカイブズ総局の許可のない廃棄が禁じられたことは、フランスにおけるアーカイブズ行政の特殊性を際立たせた。第二次大戦後も、国際文書館評議会設立におけるイニシアティブの発揮など、アーカイブズの世界におけるフランスの覇権は明らかかなように見えていたが、その背後で大きな空洞化が生じていたようにも見える。革命以来、アーカイブズに関する法規制は、新たな立法ではなく、常に政令や通達等のかたちをとっていたが、フランスのアーキビストの世界を独占していたシャルティストの結束力は強く、彼らが各省庁に出向しながら、政策立案から現場の実務までを仕切っていた以上（アーカイブズ総局長トップの職も、彼らが事実上独占していた）、問題はなにもないように見えたのであろう。結果から見ると、フランス・アーカイブズの「立ち後れ」の原因の一つは、シャルティストの大半が前近代史、とりわけ中世史の専門家であったという事実に求めざるをえないのかもしれない。

20世紀末に至って、英米ですでに進行していた社会の変容と情報化の発展が、フランスに押し寄せたとき、事態は思わぬ方向に一気に動いた。1970年代から続けられていたアーカイブズ行政刷新の努力は、1979年1月3日の立法へと結実したが、本来情報公開や情報技術の動きにも対応した野心的な

取り組みにも関わらず、その後の動きは思いもかけないものであった。同時期異なるコンテキストで進行していた一連の動向、すなわち、一方では地方分権や文化財政策、他方では時々の政権の意向や省庁間の権力バランスなど、アーカイブズ外的理由により、栄光あるフランス・アーカイブズ総局の自立性が剥奪されるに至ったのである。シャルティストは、アーカイブズ総局長の栄えあるポストを、すでに1998年に奪われていたが、2008年7月15日に新たに制定された文化財立法は、1979年のアーカイブズ立法をその中に取り込む一方、2010年1月には、文化省傘下の自立した4つの外局として、文化財総局が位置づけられたあおりをくって、アーカイブズ総局は、その内部組織である省庁間アーカイブズ・サービス部門 *service interministériel des Archives de France* に格下げとなってしまったのである。

#### 4. 課題と展望

アーカイブズ学の現在について、最後に、3つの問題について触れておきたい。

第一は、MLK 連携に代表される他の情報管理分野との関係についてである。アーカイブズ、アーカイブズ学への誤解に基づく混乱に加えて、これらの資料類型、資料管理の間には、本来的な資料の性格（関係者向けの業務資料か、啓蒙を目的とする一般的な作品か）、管理の視座（コンテキストとプロセスの管理か、全文検索に代表されるコンテンツへの関心か）、法的環境（組織の業務管理の統制強化か、クリエイティブ・コモンズに代表される法的規制緩和か）などの根本的な違いがある。にも関わらず、以下のような連携の可能性があるとと思われる。

まず指摘されるのは、ダブリン・コアに代表される、資料についてのメタ情報管理の重要性の認識の共有である。とりわけ、文献著作や藝術作品に関しても、作品に内在すると観念されるいわゆる言い難い価値ではなく、より客観的なメタ情報の記述や、これまで付与されてきた多様な言説とのクロスレフェランスなどは、今後の情報サービスの根幹を構成するはずである。他方で、現代社会が、もはや特定の著者をレッテルとする固定的な作品ではなく、流動化する情報一般への関心を深めていることも重要である。ホームページはもちろん、投稿サイトから初音ミク現象を広く管理（＝把握、理解すべき）対象とみなすとき、そこでは情報の固定化された内容ではなく、複数のアクターが介在する変容の過程自体が問題になっているとみなすことができる。実は、書誌学をはじめとする史料学、史料論研究全般においては、すでに数十年前から、同様の問題関心が広く受容されており、その背後にはポストモダンの言説の影響も感じられる。以上の2点については、グーグルをはじめとする情報技術者集団が、古くさい近代的な固定的作品観にとらわれていることもあり、まったく斬新な情報の管理と提供の可能性について、学問領域からの貢献が期待されているといえる。最後に、多様な業務が多様な立場の人間による協力関係の元に遂行されているとき、アーカイブズ資料と図書文献とを、そのテキスト内容だけを基準に峻別することも相対化されるであろう。

第二は、そもそもなんのための資料管理か、という問題がある。アーカイブズ資料について、今後ますます強まるのは、組織の内部統制との関わりであり、とりわけグローバル・スタンダードに準拠した、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護等を整備するなかで、アーカイブズ学の方法論は重要な支えとなるはずである。さらに、業務情報は、法関係を支え、チェックする証拠として機能するだけでなく、組織や個人の戦略的運営のために積極的に活用されるべき貴重な資産とも位置づけられねばならない。

他方で、レコード・コンティニューム理論でいうところの「アーカイブズ」、つまり本来の役割とは異なった環境での資料の存在価値について、今あらためて問われているように思える。議論は尽くされていないとはいえ、西欧近代国民国家が生み出した近代的文書館が、かなり早期に歴史研究の素材提供の場と化したことには、それなりの必然性があったと考えられる。言うまでもなく、19世紀は国民国家のアイデンティティ発見と受容強制の過程であり、その重要な基盤として、国民文学と歴史が想定された。しかしながら、この時期にアカデミズムとして形成された歴史学は、科学的学問を標榜しており、客観的な歴史の素材としてアーカイブズを特権視していたことが示すように、いわゆる

歴史像構築の歴史解釈と、「生の」かたちで資料が保存される文書館とは、根本的に異なるものと理解されてきたのである。2008年にフランス共和国大統領サルコジが提案した「フランス歴史館」構想は、2010年に至り、その立地候補地として、現代部門がパリ郊外に移転した後の中央文書館（パリ市内マレ区）が挙げられたことから、アカデミズムの歴史家たちからの強い反対の非難を浴びるに至った。「フランス歴史館」構想を支える「国史」意識と文書館とは根本的に対立する、というのがその理由であるが、その前提には、博物館の展示は、原理的に特定のイデオロギーの宣伝に他ならないという認識がある。日本においては、アカデミズムの歴史解釈と実証主義との間に緊張関係がなく、歴史博物館と文書館との原理的区別にそもそも鈍感であるが、これを東洋＝アメリカ的ポストモダンとして称揚することにはためらいを覚える<sup>2</sup>。

しかしながら、最後に特に指摘しておきたいのは、必然的に世界の一体化が進む中での情報の適切な管理と提供なるものの根拠である。アーカイブズ管理は、西欧を見る限り、13世紀頃から一貫して進行する業務の合理的管理の一環とみなすことができる。すべての情報を収集し、管理し、戦略的に活用し、従属下の者たちを徴募し、命令を下しながら、臣民・国民すべての「幸福」を保証する全体主義国家への道である。この意味では、フランスに始まる近代的文書館もまた、国家と国民を結ぶ機能を持つ「公」文書館として整備されねばならなかった。20世紀にはいり、フランスをはじめとする各国の公文書館が、私人間や民間企業のアーカイブズ資料の管理に乗り出し始めたが、この背景にあったのも同様な動きであったと考えられる。しかしながら、20世紀末以降の現在において、公私の関係は再度不分明さを強めている。公的セクターの民間委託が進行する一方で、「行き過ぎた市場経済」の「公的制御」への期待は世界的に高い。また、官民双方に対する情報公開への要求の高まりは、世界の一体化とも関係して、公私の別の曖昧化、あるいはすべてが運命共同体化する動きの反映とも考えられる。国家統制型権力が終焉を迎え、国家や公共団体の役割が低下し、自己責任やヴォランティアが要求される「新たな公共性」なるものの追求の時代において、アーカイブズ、とりわけ公文書館はどのような位置づけにあるべきなのであろうか。とりわけ、財政難の中、効率的な公共サービスが追求される過程で、公的施設の業務の民間委託が進んでおり、この先には、公行政からの切り捨てが待っているかもしれない。現用文書の管理について、はじめて詳細に規定した公文書管理法施行後、もっとも予想されるのは、大義名分にもかかわらず利用者が少ない情報公開制度の整備ではなく、歴史博物館や図書館との抱き合わせという声があることも、抱える問題をめぐる認識の違いと落差を感じさせる理由でもある。

## おわりに

アーカイブズは、さまざまな権力が交差する場である。近代的文書館制度は、民主主義と資本主義と国家主義の奇妙な混交物として、正しく「公」文書館として生成、発展するとともに、近代的アーカイブズ学を育んできた。しかしながら、20世紀末に至って、状況は一変したように思える。アーカイブズ学は、歴史学、とりわけ文書形式学をはじめとする史料学の体系とも密接な関係をたもって発展してきたがゆえに、その現状と背景となる諸問題を検討することは、現代歴史学のあり方を間接的に照射することにもつながると考えた。この目標がいくらかなりとかなえられたなら、本稿の役目は果たされたことになる。

<sup>2</sup>アメリカにおける近代アーカイブズ学の受容と発展には、そもそも偏向や誤解が介在した可能性が取りざたされている。歴史のない国での過剰なまでの歴史崇敬や、ダッジ・マニュアルの誤訳などがそうである。興味深いのは、このアメリカ・モデルがごく自然に日本や東洋に導入されたことである。東洋の伝統こそ、国家編纂の正史から、地方自治体の地方史、企業の社史、(学問の府であるはずの)大学史を経て、自分史に至る、強固な歴史編纂(構築)の持続であるように思える。日本におけるカー『歴史とはなにか』の異様なまでに積極的な受容もこれに関係しているように思えてならない。

## 付記

本稿は、本報告書所載の以下の論文と密接な関係を有する。合わせてご参照いただきたい。

岡崎敦「現代アーカイブズ理論と西洋中世史料論研究」(参考文献も相互参照)  
清原和之「電子環境下のアーカイブズとレコードキーピングに関する批判的考察」

## 参考文献

- Dictionnaire des archives. De l'archivage aux systèmes d'information*, Paris, 1991  
 Direction des Archives de France, éd., *Manuel d'archivistique*, Paris, 1970  
 ANHEIM, E. & PONCET, O., Fabrique des archives, fabrique de l'histoire, in *Revue de Synthèse*, 5e série, 2004, pp.1-14.  
 BABELON, J.-P., *Les Archives. Mémoire de la France*, Paris, 2008  
 BAUTIER, R.-H., Les Archives, in C. SAMARAN, *L'histoire et ses méthodes*, Paris, 1961, pp.1120-116.  
 BAUTIER, R.-H., La phase cruciale de l'histoire des archives: la constitution des dépôts d'archives et la naissance de l'archivistique, XVIe - début XIXe siècles, in *Archivum*, 18, 1968, pp.139-150.  
 BORDIER, H., *Les archives de la France ou Histoire des Archives de l'Empire, des Archives des Ministères, des Départements, des Communes, des Hôpitaux, des Greffes, des Notaires, etc. contenant l'inventaire d'une partie de ces dépôts*, Paris, 1855  
 COEURE, S. & DUCLERT, V., *Les Archives*, Paris, 2001, nouv. éd. entièrement refondue et mise à jour, 2011  
 COOK, T., Archival Science and Postmodernism: New Formulations for Old Concepts, in *Archival Science*, 1-1, 2000, pp.3-24.  
 COOK, T. & SCHWARTZ, J. M., Archives, Records, and Power: From (Postmodern) Theory to (Archival) Performance, in *Archival Science*, 2, 2002, pp.171-185.  
 CRAVEN, L., ed., *What are archives? Cultural and theoretical perspectives: a Reader*, Burlington, 2008  
 FAVIER, J., *Les archives*, Paris, 1958  
 FAVIER, J., ed., *La pratique archivistique française*, Paris, 1993  
 FAVIER, L., *La mémoire de l'Etat. Histoire des Archives nationales*, Paris, 2004  
 DELMAS, B. & NOUGARET, C., ed., *Archives et nations dans l'Europe du XIXe siècle. Actes du colloque organisé par l'Ecole nationale des chartes (Paris, 27-28 avril 2001)*, Paris, 2004.  
 DUCHEIN, M., Le respect des fonds en archivistique. Principes théoriques et problèmes pratiques, in *La Gazette des archives*, 97, 1977, pp.71-96.  
 HILDESHEIMER, F., *Les Archives de France. Mémoire de l'Histoire*, Paris, 1997  
 JENKINSON, H., *A Manual of Archive Administration, including the Problems of War Archives and Archive Making*, Oxford, 1922  
 MOORE, L. J., *Restoring Order. The Ecole des Chartes and the Organization of Archives and Libraries in France, 1820-1870*, Duluth, Minnesota, 2008  
 MULLER, S., FEITH, J. A. & FRUIN, R., *Manuel pour le classement et la description des archives*, La Haye, 1910  
 NAUD, G., Un métier de notre temps: l'archivage, in *La Gazette des archives*, 170/171, 1995, pp.426-443.  
 NOUGARET, C., *Les instruments de recherche dans les archives*, Paris, 1999  
 SCHELLENBERG, T. R., *Modern Archives. Principles and Techniques*, Chicago, 1956  
 WALNE, P., ed., *Dictionary of Archival Terminology / Dictionnaire de terminologie archivistique*, München/New York/London/Paris, 1988

- 『図書館・アーカイブズとは何か』（別冊『環』15）、藤原書店、2008年
- 青山英幸『記録から記録史料へ ―アーカイバル・コントロール論序説―』、岩田書院、2002年
- 青山英幸『アーカイブズとアーカイバル・サイエンス ―歴史的背景と課題―』、岩田書院、2004年
- アーカイブズ・インフォメーション研究会編『記録史料記述の国際標準』、北海道大学図書刊行会、2001年
- 安藤正人／青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、1996年
- 安藤正人『記録史料学と現代 ―アーカイブズの科学をめざして―』、吉川弘文館、1998年
- 大濱徹也『アーカイブズへの眼』、刀水書房、2008年
- 大藤修／安藤正人『史料保存と文書館学』、吉川弘文館、1986年
- 小川千代子他『アーカイブを学ぶ』、岩田書院、2007年
- 国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上下、柏書房、2003年
- 瀬畑源『公文書をつかう ―公文書管理制度と歴史研究―』青弓社、2011年
- 安澤秀一『史料館・文書館学への道』、吉川弘文館、1985年